

# 串間市空家等対策計画（概要版）

## 空家等対策計画の概要

### 1. 計画策定の背景

全国的に空家等が増加しています。適切な管理が行われず放置された老朽危険空家等は、周辺環境に多大な悪影響を及ぼすことになります。

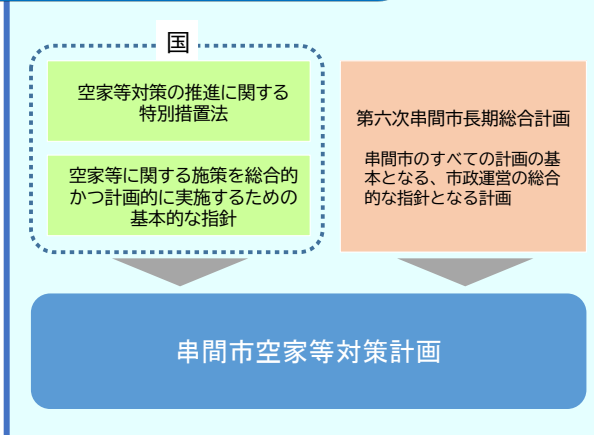
住民の生活環境の保全を図り、空家等の活用を促進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、「空家法」という)が平成27年2月に施行され、国の「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」が、平成27年5月に示されました。

空家法においては、空家等の所有者が、空家等の適切な管理について第一義的な責任を有すること。また、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空家等の状況を把握することが可能な立場の範囲で市町村が、地域の実情に応じた空家等対策などに関する事業主体として位置づけられています。

### 2. 計画の目的

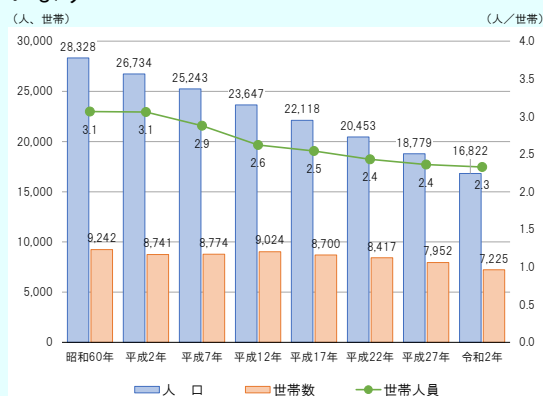
本市においても、空家が増加しており、令和2年度に「串間市空家等実態調査」を実施し、空家等の把握と老朽化状況の判定を行いました。その調査結果をもとにした「串間市空家等対策計画」を策定しました。空家等の所有者等をはじめ、市や地域、関連団体が連携・協働して取組む総合的な対策の方向性を示しました。

### 3. 計画の位置づけ



### 4. 串間市の人口・世帯

人口、世帯数は減少、世帯は小規模化しています



### 5. 串間市の空家の状況

実態調査での空家は905戸、約5割の空家は利用可能です。

判定	空家住宅		特定空家等候補	
すぐにも利用可能	29戸	3.2%	0戸	-
少しの修繕で利用可能	426戸	47.1%	0戸	-
大きな修繕が必要	348戸	38.5%	287戸	82.5%
修繕が困難	102戸	11.3%	102戸	100.0%
合計	905戸	100.0%	389戸	43.0%

### 6. 計画の対象

計画の対象範囲は市全域とし、対象とする空家等は戸建住宅及びその敷地とします。

### 7. 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。ただし、本市の空家等の状況や国の空家政策の動向、上位計画、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直します。

※空家等：建築物又はこれに附属する工作物であって、長期にわたって使用されていないもの及びその敷地

※特定空家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、生活環境の保全上不適切である状態にある空家等

※所有者等：空家等の所有者又は管理者

## 串間市の空家等の課題

- 空家等管理の問題
- 所有者高齢化問題
- 耐震性能の問題
- 老朽化問題
- 未活用問題
- 関係部署、関係団体との連携

## 空家等対策計画の施策

基本理念	基本方針	施 策
安全安心な暮らしの確保と、地域コミュニティの強化に向けた総合的な取り組み	基本方針1 空家等の発生予防	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「串間市空家実態調査」の継続実施</li> <li>2 老朽危険空家所有者等への意向調査の実施</li> <li>3 空家等関連情報の一元管理と更新</li> <li>4 広報誌及びホームページ、リーフレット等による空家関連情報の発信</li> <li>5 地域での啓発活動の実施</li> <li>6 持ち家に住む高齢者のみ世帯の把握と啓発</li> </ol>
	基本方針2 空家等の管理の周知	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法律相談会の実施</li> <li>2 不動産相談会の実施</li> <li>3 管理事業者等の紹介</li> <li>4 適切な管理に関する情報提供</li> </ol>
	基本方針3 空家等の活用促進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「串間市空き家情報バンク制度」の継続運用と周知</li> <li>2 地域おこし協力隊への住宅の紹介</li> <li>3 「串間市企業支援プロジェクト事業」の継続と周知</li> <li>4 「串間市木造建築物等地震対策加速化支援事業」の継続と周知</li> <li>5 「串間市住宅等リフォーム促進事業」の継続と周知</li> <li>6 公共施設としての活用検討</li> <li>7 地域における公益的な活用に対する支援</li> </ol>
	基本方針4 特定空家等の解消	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 老朽危険空家への必要な措置</li> <li>2 特定空家等への必要な措置</li> <li>3 緊急安全措置</li> <li>4 その他の法律に基づく措置</li> </ol>
	基本方針5 空家等対策に係る体制整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域連携組織における活用策の検討</li> <li>2 自治会との連携</li> <li>3 関係団体との連携</li> <li>4 事業者との連携</li> <li>5 相談体制の整備</li> <li>6 専門家の派遣等の検討</li> <li>7 関係部署との横断的推進体制</li> <li>8 空家等対策検討会の実施</li> </ol>